

令和3年度  
第9回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和3年12月7日開会

高松市農業委員会



令和3年度第9回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和3年12月7日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所13階 大会議室

出席委員 19人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 三好 義光
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第2）
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 5人

- 6番 高砂 清一
- 8番 森口 憲司
- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 南 岳志
- 農政課長補佐 向谷美保子
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 主 査 藤澤 英宣
- 主任主事 森 康壽
- 主任主事 多田 利浩

## 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請  
について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 非農地証明願について

議案第10号 土地改良法第52条第8項の規定に基づく換地計画に対する同意について

議案第11号 農用地利用配分計画(案)について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から令和3年度第9回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は24名中19名で、農業委員会等に関する法律に規定する過半数に達していることから、定例総会は成立しております。

欠席委員は、高砂委員、森口委員、河田委員、藤澤委員、神内委員の5名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び22番橋田委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**多田主任主事** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、借借人が労力不足のため残存小作による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番、3番は、香川県農地機構を介した貸借について地権者側の事情で解約したのですが、この後第三者への売買が検討されております。

4番は、借借人が労力不足のため残存小作による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番も、借借人が高齢で労力不足のため残存小作による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番、7番は、香川県農地機構を介した貸借について解約するもので、新たな借受人との契約が検討されております。

8番は、借借人が労力不足のため残存小作による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は貸付地の一部無償譲渡です。農地法第3条許可申請所有権6番に関連しております

9番は、借り人である農地所有適格法人が事業拠点を市外に移すため香川県農地機構を介した貸借について解約するもので、中間管理権については、新たな借受人との契約が検討されております。

10番は、残存小作による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

11番は、本年、契約期間の満了を迎えることから、農地法第3条許可による貸貸借契約を合意解約したものです。

次のページを御覧ください。

12番は、借借人が市外在住で労力不足のため残存小作による貸貸借契約を合意解約したもの

で、離作補償はありません。

13番、14番は同一地権者の残存小作による賃貸借契約を合意解約したのですが、13番は借人主導で、離作補償はありません。14番は貸人主導で、金銭による離作補償を行うものです。13番は農地法第3条許可申請所有権8番に、14番は同9番に関連しております。

15番も残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。農地法第3条許可申請所有権10番に関連しております。

議案書3ページを御覧ください。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

1番は、借り人が労力不足のため強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

2番は、第三者が転用するため返還を受けたもので、農地法第5条許可申請所有権9番に関連しております。

3番、4番、5番、6番は、耕作・借り受け条件が合わず、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

7番は、借り人が労力不足のため強化促進法による貸借について返還を受けたものです。

8番、9番、10番、11番、次のページを御確認頂き、12番、13番は、香川県農地機構を介した貸借について、同一借受人の通作及び耕作事情により返還を受けたもので、新たな借受人との契約が検討されております。

14番、15番も香川県農地機構を介した貸借について、借受人の通作及び耕作事情により返還を受けたもので、新たな借受人との契約が検討されております。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について15件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について15件御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第1号議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主任主事** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書 5ページを御覧ください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、近隣住民より多くの要望があったため貸駐車場として利用されたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、露天駐車場・貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、先代が周辺の住宅開発に伴い、通路及び露天貸駐車場として造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が102.46平方メートルあります。

3番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、先代が土地区画整理事業に伴い、将来を考慮し貸住宅を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成9年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が221.53平方メートルあります。

4番は、車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、来客者のための駐車場が狭く、先代が居宅に隣接し、カーポートを建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、高齢により農地耕作が困難で、安定した収入を得るため賃貸共同住宅を計画したもので転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、近隣住民からの要望もあり、貸駐車場用地として転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が45.00平方メートルあります。

7・8番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

申請者は同一であり、申請地も隣接しています。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、近隣住民への貸駐車場として転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、7番については平成20年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるものです。

9番は、納屋・露天農作業場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、農作業を行う上で、農機具を置く場所がなかったため、宅地横に納屋を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和39年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が482.94平方メートルあります。

10番は、露天貸駐車場の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既に申請地西側は貸駐車場として利用しているが、狭いことから東側の農地を拡張し造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が293.89平方メートルあります。

11番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、先代が隣接する居宅を増築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が496.99平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでもありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題とい



たします。

事務局の説明を求めます。

**藤澤主査** 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

本件は、令和3年7月20日付けで共同住宅用地として農地法第5条第1項の規定による転用許可申請をしていましたが、北側の道路敷を含め開発道路として、開発許可申請を同時にしており、北側敷地所有者との道路の境界確定に伴う同意についての協力を得ることが出来ず、開発許可を断念するに至ったことに伴い、転用計画の廃止による許可申請の取下願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤澤主査** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

本件は、平成5年4月15日付けで、所有権移転及び賃借権設定により、事務所兼倉庫・駐車場用地として転用許可を受けていましたが、事務所建築に併せて高齢化が進む地域での農業生産を支援するための施設の充実を行うため事務所と農器具修理施設に計画変更することと、併せて工事完了日を変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請

についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤澤主査** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

本件は、昭和54年6月22日付けで、自己住宅用地として農地法第5条第1項の許可を受け、所有権を移転したものの、仕事の関係により当該地での居住予定がなくなったことにより、今後の転用事業の遂行が困難となっていたことから、近隣に住む承継者が非農家の住宅用地として利用するため許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権21番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

内容につきましては、現地調査委員富本委員から報告をお願いします。

**富本委員** 現地調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、橋田委員と私の2名で本日午前中に、現地調査を実施しました。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は、所有権が1件及び、賃借権が1件の計2件でございます。うち所有権1番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、橋田委員から報告申しあげます。

**橋田委員** 現地調査員の橋田でございます。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、まず所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書上段を御覧ください。

1番は、高松市立林小学校東1.5キロメートルに在り、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内(おおむね3ヶ月以内)に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、北側が市道に接し、国道11号線東パイパスにも近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分について

は適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が83.89平方メートルあります。

続きまして賃借権についてご説明申しあげます。資料の下段をご覧ください。

2番は、高松市立協和中学校北東500メートルに在り、自動車等の買取、修理、販売業を営む転用者が、業務の拡大に伴い板金塗装工場を新築するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、既存店舗の市道を挟んで西側に隣接し、主要地方道高松長尾大内線に近く、交通の利便性も良く、事業効率が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権1件、賃借権1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**藤澤主査** 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請者が昭和43年に自宅を建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、ペット専用美容院等を経営する法人で、現在はテナントの一角でペット関連

事業を経営しており、事業が順調に伸びていることから、事業拡大に伴い新しく店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が378.70平方メートルあります。

3番は、隣接地の境界確認を機に敷地の一部が相互交換していることが判明し、これを解消するため貸事務所の敷地拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成3年に造成済ですが追認許可を得るもので隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が915.96平方メートルあります。

4番は、飲食業を営む法人で、業務拡張に伴い新たに飲食店を出店するにあたり、併用地内に十分な駐車場所を確保することが出来ず、隣接地に来客用駐車場を確保するため露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が331.59平方メートルあります。

5番の転用者は、人材育成及び経営に関するコンサルティング業を営む法人で、関連会社と共同で携帯電話販売店の運営をしており、事業拡大により従業員が増加したことから従業員用の駐車場が不足しているため、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が14.36平方メートルあります。

6番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書10ページを御覧ください。

7番は、現在借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、不動産の売買、賃貸、管理業を営む法人が、貸住宅の敷地造成用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。本来であれば、転用者において造成から建築まで行うものですが、農地法施行規則第47条で規定する、「用途地域が定められている区域内において工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であつて、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき」に該当するものであり、問題はありません。

9番は、宅地分譲用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、不動産業を営む法人が共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

11番の転用者は、老後の長期的な安定収入を確保することから、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、特別議案です。

13番は、土木工事業を営む法人で、近年業績が好調のため資材の保管場所が不足していることから、新たな露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が進入路を介して市道に接し、県道太田上町・志度綾線への交通のアクセスが良く、会社の西側で隣接しており、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えま

す。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書11ページを御覧ください。

14番は、住宅の外構工事業を営む法人で、事業が好調のため工事に伴う資材の保管場所が不足していることから、新たな露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳三谷高松線に近く、西側が市道に接し大型車両の往来も容易で、会社からも近傍で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番も土木建築工事及び太陽光発電事業を営む法人で、香川県全域で事業を行っていますが、事業が集中する高松市に資材保管場所が必要なことから、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道32号線に接し、建設重機や大型車両の往来も容易で利用及び管理がし易いことと、申請地は西側及び東側が道路に挟まれ、形状がいびつであり、耕作することが困難な土地でもあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、露天貸駐車場の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の露天貸駐車場の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が399.98平方メートルあります。

17番は、土木建築及び鋼構造物工事業を営む法人で、既存の倉庫が手狭となったため露天で置くことが出来る鋼管等を保管する新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側の併せて利用する宅地を介して市道に接し、主要地方道円座香南線へのアクセスも良く、利用及び管理がし易く大型車両の往来も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が873.85平方メートルあります。

18番は、家族が増え所有する自家用車を保管する車の駐車スペースが自宅敷地内に確保する

ことが出来ず、近隣にも貸借出来る駐車場がないことから、自宅近傍で露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

19番の転用者は、土木工事業等を営む法人の代表者で、現在、貸借している露天資材置場が令和4年3月末で契約満了となることから、新たな露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し県道鴨川停車場五色台線に近く交通の利便性が良く、主に県内西讃地域及び岡山県内の工事現場が多く、瀬戸中央自動車道からも近く、作業効率の良い場所で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

20番の転用者は、中古自動車・バイクの販売・買取業を営んでおり、買取した車両及び部品の保管場所が手狭であり苦慮していることから、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側の進入路を介して市道に接し、主要地方道高松・善通寺線へのアクセスが良く、営業店舗からも近傍で利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、現在伯母の家を間借りしているが、家族が増えることになり手狭となることから、実家近くで自己住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

続きまして、議案書12ページの賃借権による転用申請については、特別議案です。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書13ページをお開きください。

1番は、土木建設業を営む法人で、近年の事業量増加により大型重機が増えたことに伴い、車両の保管場所が不足していることから、役員の農地を借り受けて、新たな露天重機・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道円座香南線、南側が市道に接しており、交通の利便性が良く、大型車両の往来が容易で、法人事務所にも近く利用及び管理がし易いことと、申請地は交差点と住宅地に挟まれた耕作が不便な農地でもあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、住宅が密集した地域で駐車場が不足しており、近隣住民からの要望により父所有の農地を借り受けて露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、借家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となったことや両親が高齢であるため妹の所有農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和3年3月に造成済ですが追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権20件、使用貸借3件、計23件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**多田主任主事** 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転について御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

所有権1番は、申請地の農地のみを所有する譲渡人が農業を廃止するため経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。全部効率利用要件・農



作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番、3番は、譲受人がそれぞれすでに所有している農地に近い申請地を交換し、通作及び耕作の利便性を向上しようとするもので、取得後は水稻を栽培するものです。

なお、等積（同じ面積の）交換ではありませんが、委任を受けた行政書士によれば、贈与税の控除額の範囲内に収まり、税負担はないとのことでした。

4番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はジャガイモを作付けするものです。

5番も、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

6番は、貸付地を小作人へ譲り渡すもので、引き続き野菜を作付けするものです。農地法第18条第6項の規定による通知8番に関連しています。

7番は、譲渡人が農業経営を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

8番は、貸付地を小作人へ譲り渡すもので、引き続き盆栽栽培を行うものです。農地法第18条第6項の規定による通知13番に関連しています。

9番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は盆栽栽培を行うものです。農地法第18条第6項の規定による通知14番に関連しています。

10番は、高齢により経営縮小しようとする譲渡人が、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はミカン及び柿等果樹を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知15番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転10件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主任主事** 議案第9号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書15ページを御覧ください。

1番は、平成10年ごろから、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情

により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、昭和50年ごろから、水路、道路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 土地改良法第52条第8項の規定に基づく換地計画に対する同意についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主任主事** 議案第10号 土地改良法第52条第8項の規定に基づく換地計画に対する同意について御説明申し上げます。

資料1の2ページを御覧ください。

令和3年11月12日付けで、高松市牟礼町土地改良区より、高松市農業委員会に対して、換地計画に対する同意の依頼を受けたものでございます。

1ページに換地計画の概要を記しています。

先に開催しました第2地区部会において、現地調査及び換地設計書等を確認したところ、農業経営の効率化が図られ、周辺農業施設への影響にも特に問題がないことから、牟礼町土地改良区には、「換地計画に同意する」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第10号 土地改良法第52条第8項の規定に基づく換地計画に対する同意について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号 土地改良法第52条第8項の規定に基づく換地計画に対する同意については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第10号 土地改良法第52条第8項の規定に基づく換地計画に対する同意については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号、農用地利用配分計画（案）についてを議案とします。事務局の説明を求め

ます。

**浮田農政管理係長** 議案第 11 号、農用地利用配分計画（案）について御説明申しあげます。資料 2 を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っていた農地について、今回、貸付先の変更を行うもので、農用地利用配分計画を作成するにあたって、令和 3 年 11 月 15 日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は 12 月 28 日となっています。

一枚めくっていただきまして、資料の 2 ページの明細書を御覧ください。

本件は、担い手ごとの耕作地の集約化を進めるための農地トレードによる借り替え案件です。

明細書の左半分が、農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸し付ける変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸し付けの期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっています。

以上、議案第 11 号、農用地利用配分計画（案）について、御審議いただきますようお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第 11 号については、異議のない旨、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第 11 号については異議のない旨、回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。農地法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

**向谷課長補佐** それでは、農地法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料 3 を御覧ください。

期間としましては、令和 3 年 11 月 5 日から 12 月 2 日分まででございます。

まず、許可件数ですが、10 月以前の議決分といたしまして、4 条が 0 件、5 条が 3 件で、11 月議決分といたしまして 4 条が 16 件、5 条が 36 件で、合計で 4 条が 16 件、5 条が 39 件です。

許可保留件数につきましては、10 月以前の議決分といたしまして、4 条が 2 件、5 条が 11 件で、11 月議決分といたしまして、4 条が 0 件、5 条が 8 件で、合計で 4 条が 2 件、5 条が 19 件です。

取下につきましては、10 月議決分の 5 条で、1 件です。

次に、許可保留及び取下の内容について御説明申しあげます。

1 ページをご覧ください。まず、4 条関係です。7 月議決分の 9 番が建築基準法上の道路許可未了のため現在、許可保留となっています。

2 ページを御覧ください。11 月分議決分の許可保留はありません。

3 ページを御覧ください。次に 5 条関係です。4 月議決分の所有権の 4 番、賃借権の 1 番が、

開発許可未了により、6月議決分の所有権の13番が開発許可未了及び直近事業造成工事未了により、8月議決分の所有権の4番は、先ほど御審議いただきました、取下分でございます。9月議決分の所有権13番が道路工事承認、用途廃止未了により、14番が開発許可未了により、10月議決分の12番が開発許可、県道道路工事承認未了により、15番が開発許可、道路工事承認未了により、現在、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

16番が開発許可、道路工事承認未了により、21番が開発許可未了により、現在、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

11月議決分の所有権2番、7番、10番、18番が開発許可未了により、3番が開発許可、道路工事承認未了により、16番が開発許可、県道道路工事承認未了により、現在、許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

22番、23番が開発許可未了により、現在、許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和3年度第9回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時10分 閉会